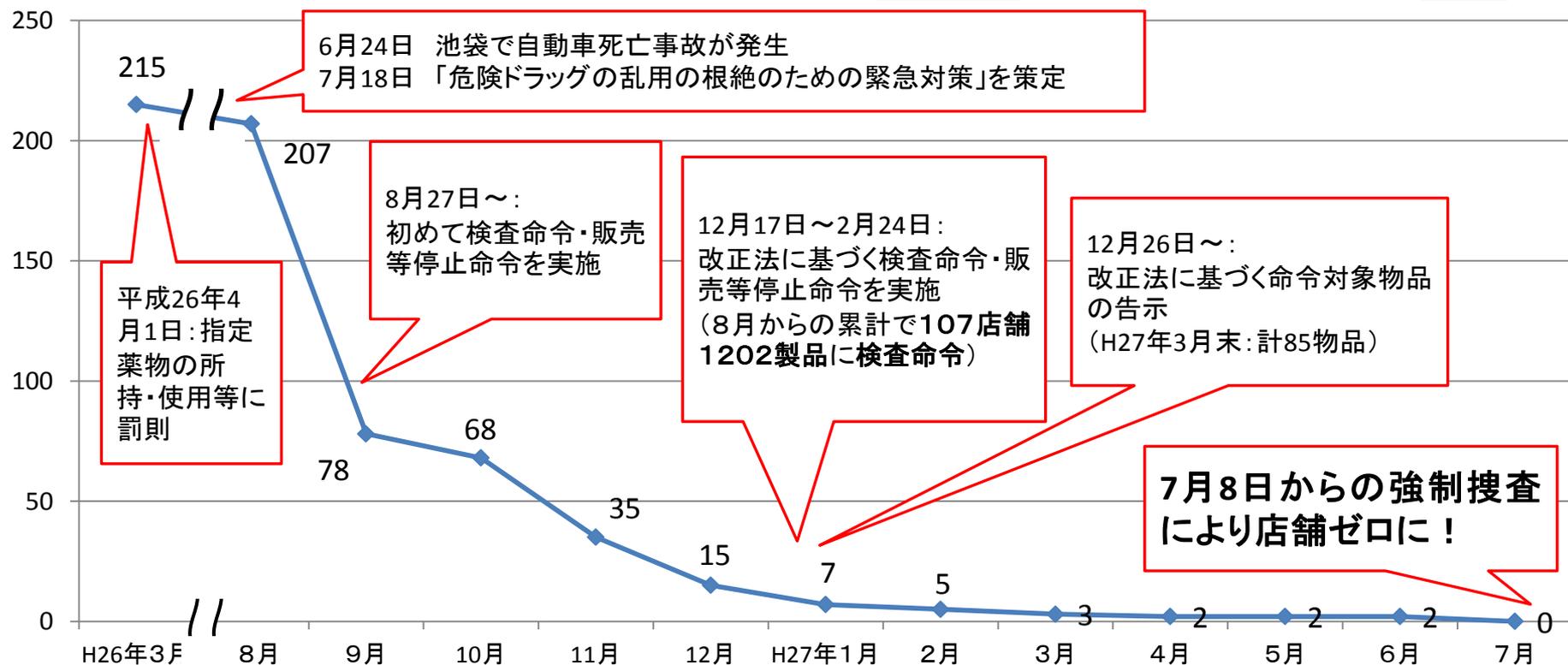


○販売店舗対策：平成26年8月に医薬品医療機器法(旧薬事法)に基づく検査命令及び販売等停止命令を初めて実施して以降、継続的な取締により平成27年7月に**実店舗は全滅**。

○ 危険ドラッグ販売店舗等の取締状況

【危険ドラッグ販売店舗数の推移】平成26年3月時点 215店舗 → 平成27年7月10日時点 0店舗



○**ネット販売対策**: 危険ドラッグ取引に使われていると判断されるサイトを特定し継続監視。
うち営業中と見られるサイトについて、**捜査を強化**していく。

- ・ 299サイトに削除要請を行い、**234サイトを閉鎖**(26年12月～27年11月)

○**水際(輸入)対策**: 平成27年2月に、税関と危険ドラッグ輸入者への検査命令手続を決定。
4月に**初の検査命令を発動**。実質的に輸入を差し止め。(11月末現在、**46件**)

○**指定薬物への迅速な指定**: 指定に関する手続きを省略する等して、危険ドラッグに含まれる物質を迅速に指定。
平成26年4月時点1,370物質⇒平成27年11月末時点で **2,324物質**

- ・ 指定までの期間を短縮
審議会の開催後速やかに告示。10日後に施行。
- ・ 827物質を新たに包括指定(平成27年5月1日)

【参考】平成26年11月に議員立法として成立した医薬品医療機器法(同年12月施行)のポイント

- ① 指定薬物の疑いがある物に幅広く検査命令・販売停止命令をかけられるよう、対象を拡大
- ② 検査命令対象物品を告示することで販売等停止の効果を広域化
- ③ 広告中止命令の追加
- ④ インターネット対策の強化: プロバイダへの削除要請、削除したプロバイダの損害賠償責任の免責規定の創設